

日本法社会学会研究倫理綱領

2023年5月13日 日本法社会学会会員総会

日本法社会学会は、会員の、研究者としての社会的責任の自覚とその履行を促進することを目的として、この研究倫理綱領を制定する。

〔公正と信頼の確保および研究成果の社会への還元〕

第1条 会員は、研究の遂行および研究成果の公表に際して、公正を維持し、社会の信頼を損なわないようにしなければならない。また、研究者としての社会的責任を自覚し、研究成果の社会への還元に努めなければならない。

〔研究目的と研究手法の倫理的妥当性〕

第2条 会員は、研究の遂行および研究成果の公表がもたらす社会的影響を考慮し、研究目的と研究手法の倫理的妥当性に留意するとともに、必要に応じて所属機関における研究倫理審査等を受けなければならない。

〔著作権侵害等の禁止〕

第3条 会員は、研究の遂行および研究成果の公表に際して、他の研究者等の著作権等を侵害してはならない。

〔調査対象者の人権の尊重〕

第4条 会員は、人を直接の対象とし、個人からその行動、環境、心身等に関するデータを収集して行われる研究の遂行およびその成果の公表に際しては、調査対象者の人権を最大限尊重しなければならない。

〔データの捏造・改竄・盗用および二重投稿等の禁止〕

第5条 会員は、研究成果の公表に際して、データの捏造、改竄、盗用や二重投稿等の研究倫理に違反した行為をしてはならない。

〔オーサーシップの適切性の確保〕

第6条 会員は、研究成果の公表に際して、研究に貢献している者を著者や報告者から除外したり、研究に貢献していない者を著者や報告者に含めたりしてはならない。

〔データの適切な保存〕

第7条 会員は、研究成果の信憑性に疑義が生じた際に、それに対応しうるよう、収集したデータを適切に保存しなければならない。また、人を直接の対象とする研究の過程で、個人から収集した行動、環境、心身等に関するデータの保存に際しては、調査対象者のプライバシーの保護に最大限留意しなければならない。